

(二〇一八年度一般入試A)

国語問題 (六〇分) (この問題冊子は六ページである。)

受験についての注意

- 一、監督の指示があるまで、問題を開いてはならない。
- 二、携帯電話・PHSの電源は切ること。
- 三、時計に組み込まれたアラーム機能、計算機能、辞書機能などを使用してはならない。
- 四、試験開始前に、監督から指示があったら、解答用紙の受験番号欄の番号が自身の受験番号かどうかを確認し、氏名を記入すること。
- 五、解答用紙は二枚ある。解答は解答欄に記入し、その他の部分に何も書いてはならない。
- 六、監督から試験開始の合図があったら、この問題の冊子が、右に記したページ数通りそろっているかどうか確かめること。
- 七、筆記具は、H、F、HBの黒鉛筆またはシャープペンシルに限る。万年筆やボールペンなどを使用してはならない。訂正する場合は、消しゴムで丁寧に消すこと。消しすぎはきれいに取り除くこと。
- 八、解答用紙を折り曲げたり、破ったりしてはならない。
- 九、試験時間中に退場してはならない。
- 十、問題冊子と解答用紙を持ち帰ってはならない。

以上

次の文章を読んで設問に答えなさい。

なぜ「学校」に行かなければならないのだろうか。「学校」へ行かないことは悪いことなのだろうか。このような問いを自分に一度も投げかけたことがない人はいないのではないだろうか。「長期欠席の子ども」、すなわち不登校の小中学生は、ここ二十年近く毎年十万人を超え続けている。二〇一五年に文部科学省が発表した問題行動調査の結果によると、年間三十日以上欠席した不登校の小中学生は約十二万六千人と過去最多になった。小中学校の不登校の要因として、最も多く挙げられたのは、友人関係をめぐる問題などによる「不安傾向」であるという。中には、いじめなどによる不安によって通学が困難なケースもあるだろう。このように「学校」に通うことを不安に感じる子どもが急増している。日本では、義務教育の場合は正規の「学校」に限られてきた。明治以降、日本政府は、子どもたちが正規の「学校」に通うことをとりわけ重視してきたのだ。こうした中、同じ年の二〇一五年に日本の教育界に大きな転機が訪れた。不登校の子どもたちが通うフリースクールや家庭での学びを、義務教育制度の中に位置づける法案を自民党の議員連盟がまとめたのである。法案が成立すれば、義務教育の場を「学校」に限った一九四一年の国民学校令以来、(A) 教育制度の大転換となるはずであった。

フリースクールとは、民間が運営し、多くは平日に教育相談や体験活動、学習指導などを行う教育機関であり、不登校の子どもたちの大きな受け皿となっている。文部科学省が確認するフリースクールなどは全国に四七四カ所ある。二〇一五年に自民党の議員連盟がまとめた先述の法案では、これまで制度として認められず (ア) 曖昧な存在であったフリースクールなど、小中学校以外で教育を受けた場合でも、義務教育の修了を認める方針であった。しかしながら、「学校教育の根本を揺るがす」、「不登校を助長し、学校制度が (イ) 形骸化する」、「教育の質が保てるのか」という (ウ) 懸念が高まったことから、法案は了承されず、国会提出は見送られた。結局、二〇一六年十二月に成立し

た(B)「教育機会確保法」では、不登校の子どもの学校外での学びを支援することを明記し、フリースクールなど学校以外で学ぶことの重要性を指摘したものの、小中学校以外の教育の場を義務教育機関としては認めなかった。「教育機会確保法」では、安心して教育を受けられる学校環境の確保、不登校の子どもの学習内容や心身の状況の継続的把握、公立の教育支援センター設置の促進、フリースクールなどの民間団体と学校との連携などを求めた。支援の前提にあるのは、あくまでも「学校」への復帰だとの見方もある。

また、不登校の子どもや保護者の中には、「学校」には通わずに家庭で学習するホームスクールを選ぶケースも増えている。日本ホームスクール支援協会によると、多くの場合、親が様々な分野の指導をする一方で、塾や家庭教師を用いる場合もあるという。しかしながら、文部科学省は、ホームスクールを現行制度では認めていない。

日本のように、フリースクールや家庭での学びを義務教育としては認めず、義務教育の場を正規の「学校」に限っている制度形態を「就学義務」型という。学校教育法では、正規の「学校」に就学することを学齢児童・生徒を持つ親に義務づけている。ここでは、病弱などのやむを得ない事由による就学義務の(エ) 猶予・免除と認定されない限り、小学校六年間、中学校三年間の義務教育期間を正規の「学校」に就学しなければならず、この就学義務不履行には罰則が科される。このため、日本の現行制度においては、正規の学校以外でのホームスクールなどによる就学義務(オ) 履行の代替措置は想定されていない。

このように、(C) 日本が子どもを「学校」に通わせることを重んじるようになった背景には、日本独自の歴史が関係していると考えられる。日本は、江戸末期・幕末に、鎖国政策を取っていた徳川幕府に対し、欧米諸国が開国を迫り、いつ植民地化されるかわからない状況であった。しかし、当時は、藩士の子弟は藩校、庶民は寺子屋というように、身分によって通う教育機関が異なっており、かつ義務教育ではないため、幕藩体制の下での人々の意識はバラバラであった。とくに多くの平民が通った寺子屋は、行かなければならない場所ではなく、学ぶ年

限や内容、一日当たりの就学時間も様々だった。植民地化される危機が迫る中、バラバラな人々の意識を一つにし、近代化と国民統合をいち早く成し(1)とげ、強い国家、強い国民をつくるために、明治新政府が目をつけたのが、「学校」であった。「学校」で共通の言語、全国共通カリキュラムを用い、愛国心を育成して国民を形成しようとしたのである。そして、この時から、政府が保護者に子どもを学校に行かせるように強く求める、「就学の督促」の時代が始まった。「学校」は行かなければならない場所になったのである。

日本はこうした歴史的背景もあって、「就学義務」型をとるようになったわけだが、その一方で、義務教育の場を「学校」に特定することのない「教育義務」型をとる国も先進国に多く存在する。学校を離れて家庭などで教育履修を行うことも選択肢の一つとして認められているのだ。たとえば、アメリカは、「就学義務」型から教育選択権の例外的容認へと転じ、「教育義務」型への流れを加速してきたとされる(田邊俊治「ホーム・スクーリングの可能性」『教職研修総合特集』第一三二号、一九九七年)。その一例が、日本のホームスクールのモデルともなったホームスクーリング(home schooling, home instruction)である。ホームスクーリングでは、子どもの義務教育履修を、原則として「学校」ではなく家庭を中心として行う。宗教上の理由や学校の安全性への懸念を背景とした、いわば積極的、計画的な不登校ともいえる。アメリカの公教育では、宗教教育は禁止されているが、宗教を教育の基本と考える親は、家庭で親の信じる宗教を基盤に据えた教育を子どもに施そうとする。また、子どもの教育に関心が高く、子どもの内的な興味や創造性を重視する親も、子どもが自分のペースで自然に学ぶことのできる環境を選ぶ傾向にある。さらに、学校への銃の持ち込みを懸念する親もまた、家庭での教育を選択するという。

ホームスクーリングは、アメリカではすべての州で合法化されており、その人数は学齢期の子の五%に当たる二百万人に上るとの見方もある。州によってその認め方は異なるが、年々その法律はホームスクーリングに有利な方向に変わってきている。ホームスクーリングの実施には、授業時間の提出、標準テスト、親の教授資格が重要な要件とされる。ホームスクーリングの教育方法は様々であり、学校のように一日の

時間割を決めて、時間ごとに科目や活動を変えていく方法もあれば、時間割を決めず、好きなことを好きなだけやる場合もある。母親が教育を受け持つ場合が多いが、他のホームスクーリング、教会、学校、図書館といった地域社会の資源を利用することも多い。また、ホームスクーリングは、アメリカだけではなく、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランスなどでも広がりを見せている。それらは、現在の「学校」批判の一つの表れでもあり、子どもを教育する新たな方法の提示でもあると考えられる。

もちろん、ホームスクーリングには課題も多い。準備に必要な時間を親が確保できるのか、教育の専門家ではない親に教えられて学力はつくのか、遊ぶ友達がいなくて社会性は発達するのかといった点や、親に経済的・時間的(2) よゆうのない層がホームスクーリングを実施すると、子どもは(3) ほうにんされ、学力も社会性も育たなくなるのではないか、といった問題である。近年では、こうした課題は、地域および学校のプログラムや、施設設備を選択的に利用できるようにすることで解消されているという報告も多くある。

このように、アメリカでは、義務教育を選択できる制度が導入されており、教育選択の一つとしてホームスクーリングも位置付けられる。「親の教育の選択度」、つまり親が教育内容を選ぶ自由の幅という観点から整理してみると、住所地の学校だけしか選択できないという伝統的な方法は、最も選択度が低いとされる。そこから、公立校内での選択、さらに私立校の公費負担による選択へと対象が広がり、最後は学校を拒否する自由としてホームスクーリングが認められるに至った。日本の場合、公立の小中学校に通うとなると、ほとんどの自治体で、親が学校を選択できず住所地の学校に通学せざるをえないため、アメリカと比べると、親の教育の選択度は非常に低いといえよう。

フランスでも、日本のように「就学義務」型の義務教育ではなく、「教育義務」型の義務教育を採用しているため、学びの場は学校だけに限られていない。また、イギリスでは一九九四年に義務教育を実質的に「教育義務」型に転換することで、ホームスクーリングやフリースクールなど学校外での学習も義務教育と認め、不登校の子どもに対する人権的(4) はいりよを行っているとされる。小学生の不登校が過去最

多を記録した今日、日本も「就学義務」型から「教育義務」型への転換を本格的に(5) けんとう すべき時期に来ているのではないだろうか。

問一 傍線部(1)～(5)を漢字に直しなさい。送り仮名のあるものはそれも書きなさい。

- (1) とげ (2) よゆう (3) ほうにん (4) はいりよ (5) けんとう

問二 傍線部(ア)～(オ)の読みを書きなさい。

- (ア) 曖昧 (イ) 形骸化 (ウ) 懸念 (エ) 猶予 (オ) 履行

問三 (A) 教育制度の大転換とは何を意味しているか。四〇字～五〇字で説明しなさい。

問四 (B) 「教育機会確保法」は、学校以外の場での教育について、どのような立場をとっているか。四〇字～五〇字で説明しなさい。

問五 (C) 日本が子どもを「学校」に通わせることを重んじるようになった背景には、日本独自の歴史が関係しているについて、筆者が述べる明治政府が「学校」に通うことを重視した理由として最も適切なものを選び、その記号を書きなさい。

- (ア) 身分によって教育機関、学ぶ内容、年限が異なるという格差を解消するため
- (イ) 欧米諸国による植民地化に対抗できる強い近代国家を形成するため
- (ウ) 近代化の実現に向けて、特に平民の学問への意識を高めるため
- (エ) 共通の言語、全国共通のカリキュラムにより、人々の日本についての理解を深めるため

問六 左記の①から⑤の文を読み、本文の内容に一致しているのは、次の(a)～(e)のなかのどれか、その記号を書きなさい。

- ① 「教育機会確保法」では、フリースクールの重要性が認められた。
- ② 江戸末期の子どもたちは、身分に関係なく同じ内容を学んでいた。
- ③ 日本では、病弱でも小中学校を長期欠席すると就学義務不履行になる。
- ④ アメリカで「親の教育の選択度」が一番高いとされるのは、ホームスクーリングである。
- ⑤ フランスやイギリスでは、家庭も義務教育の場である。

- (a) ①②④
- (b) ①③⑤
- (c) ①④⑤
- (d) ②③④
- (e) ②③⑤

問七 「就学義務」型と「教育義務」型について、筆者の考えを踏まえたうえで、あなたの意見を一八〇字～二〇〇字で説明しなさい。